

第8回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年5月22日（金）
午前9時30分から
本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 緊急事態宣言に伴う措置について
- (3) その他

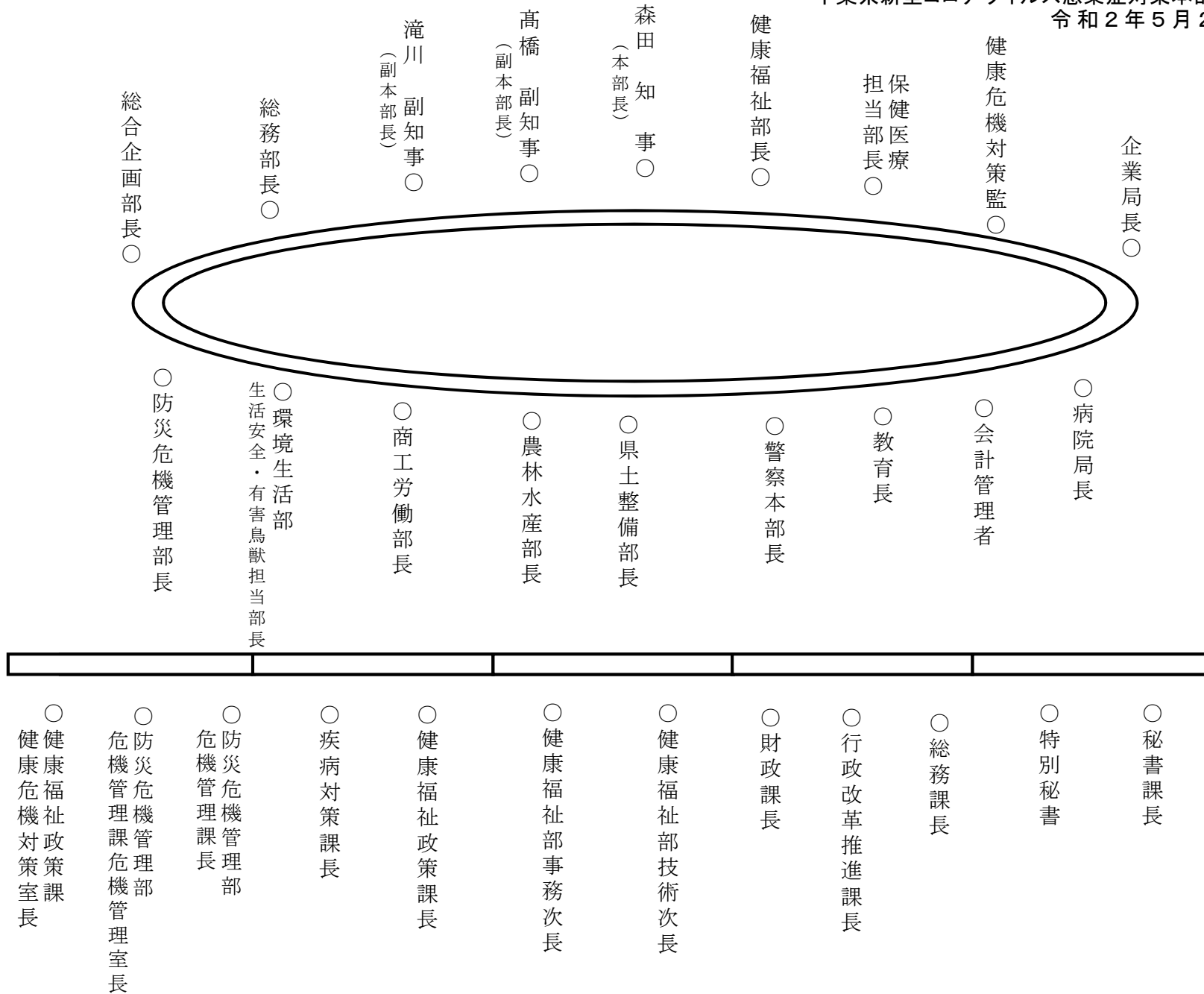
3 閉 会

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和2年5月22日（金）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和2年5月22日



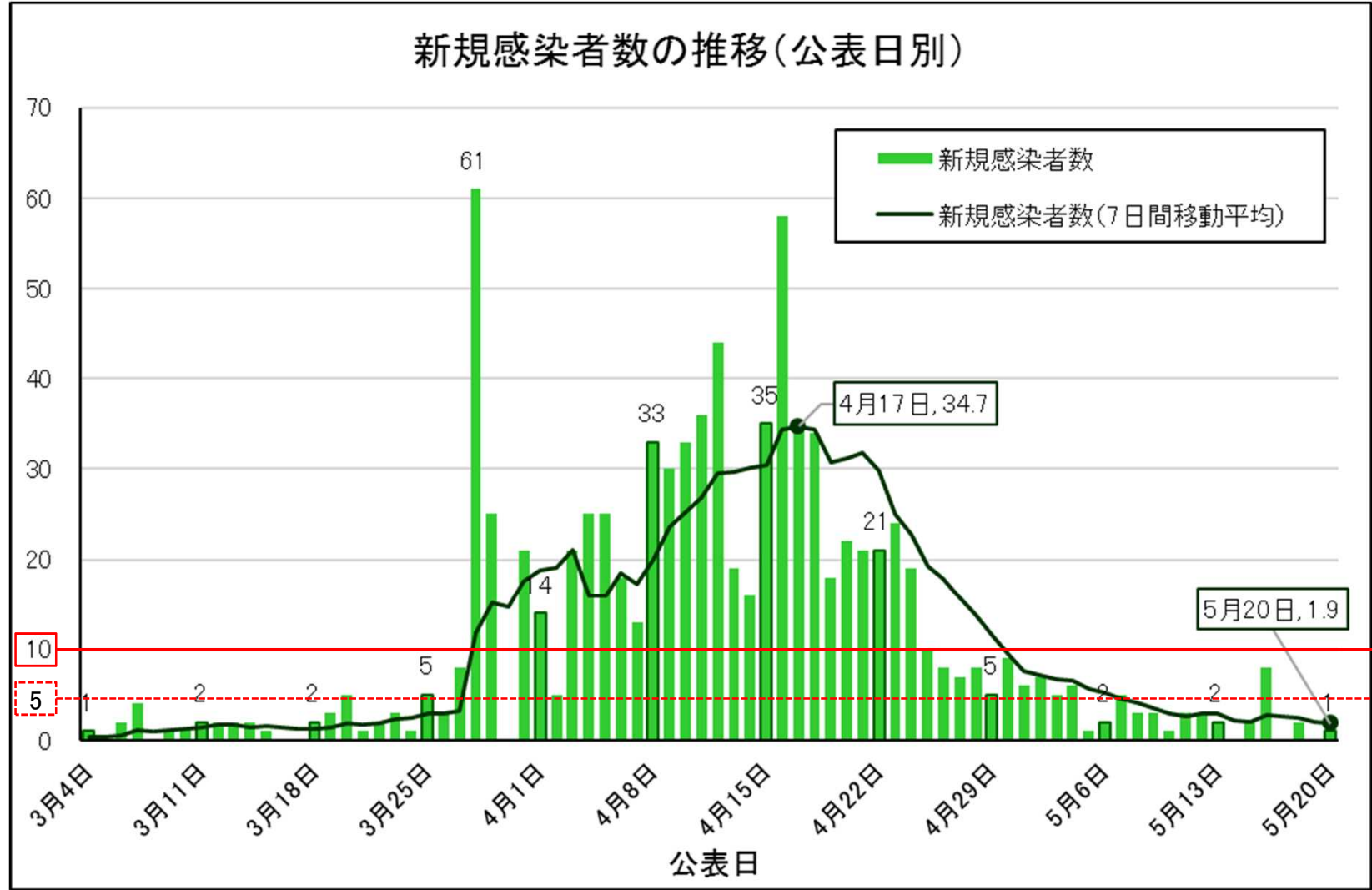
新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和2年5月22日(金)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新規感染者数の推移

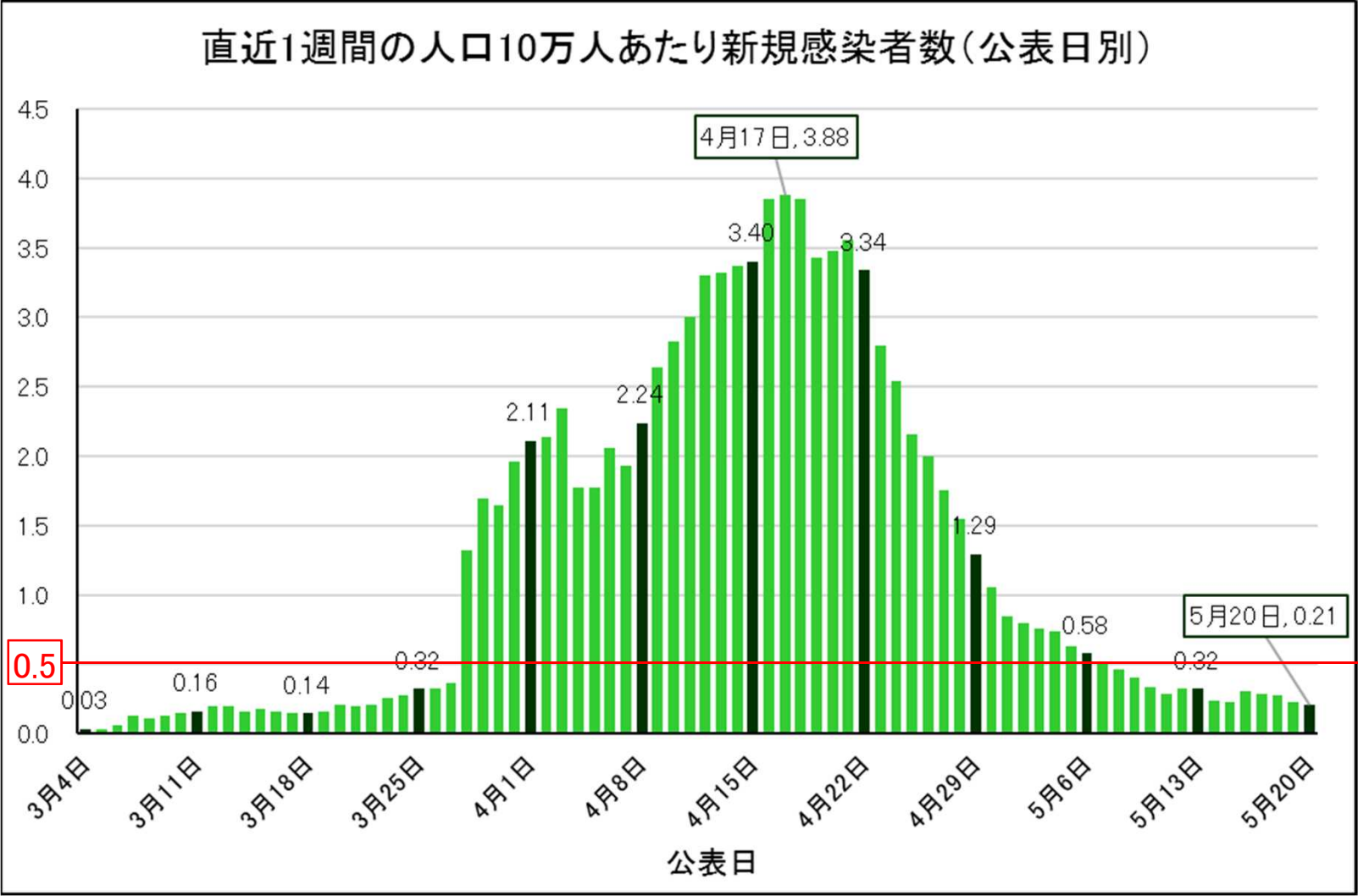
○ 新規感染者数は、4月中旬をピークに減少傾向にあり、直近では3週間以上連続して1桁となっている。



(単位:人)

直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数

○ 直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数は、4月中旬をピークに急激に減少しており、直近1週間(5月14日～20日)では0.21人となっている。



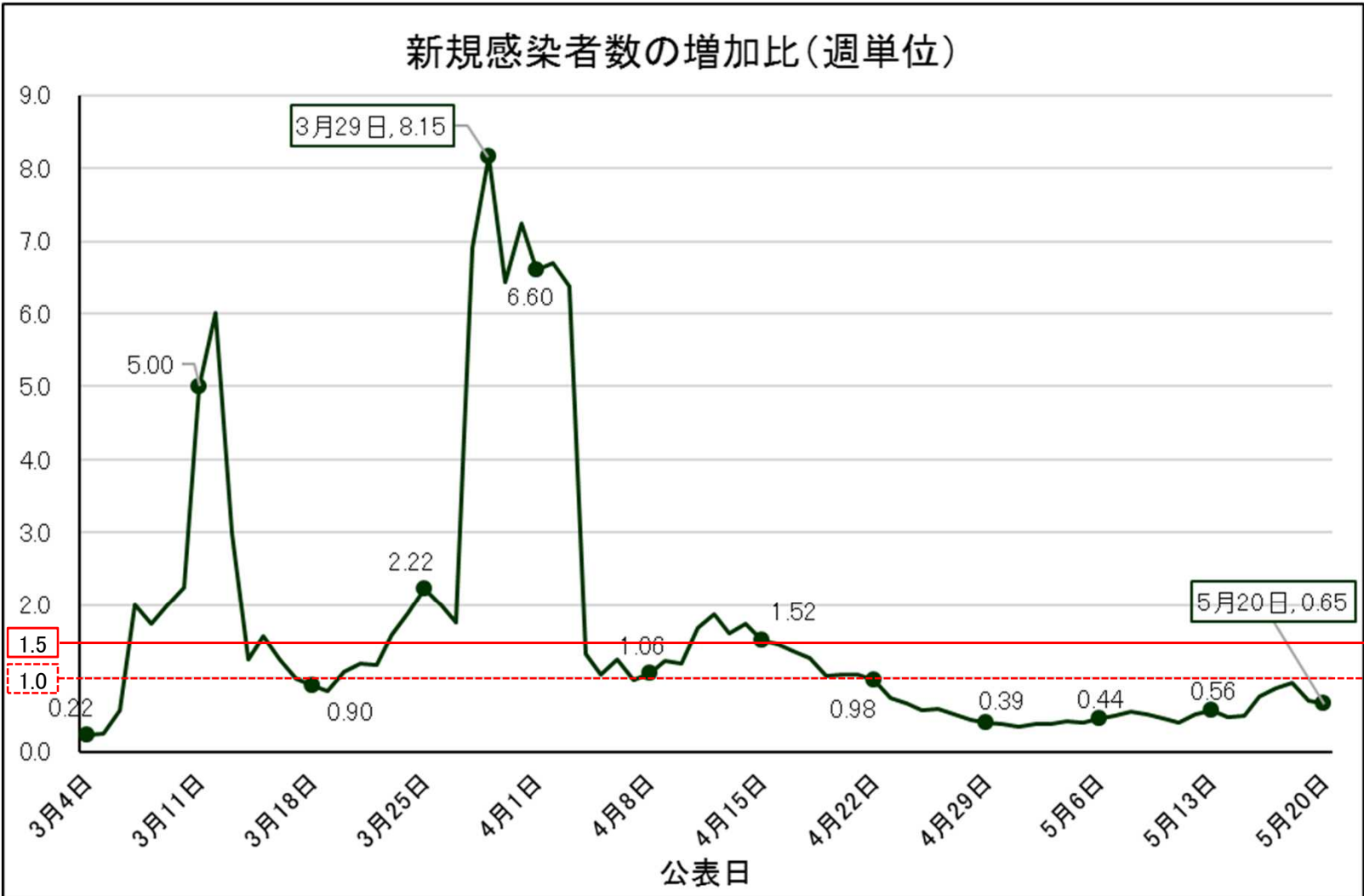
国の目安

0.5

(単位:人)

新規感染者数の増加比（週単位）

○ 週単位の新規感染者数の増加比では、4月下旬以降、1を下回っており、直近では5月20日までの1週間と前週の比較で0.65となっている。（1未満なら前週よりも減少、2なら倍増）

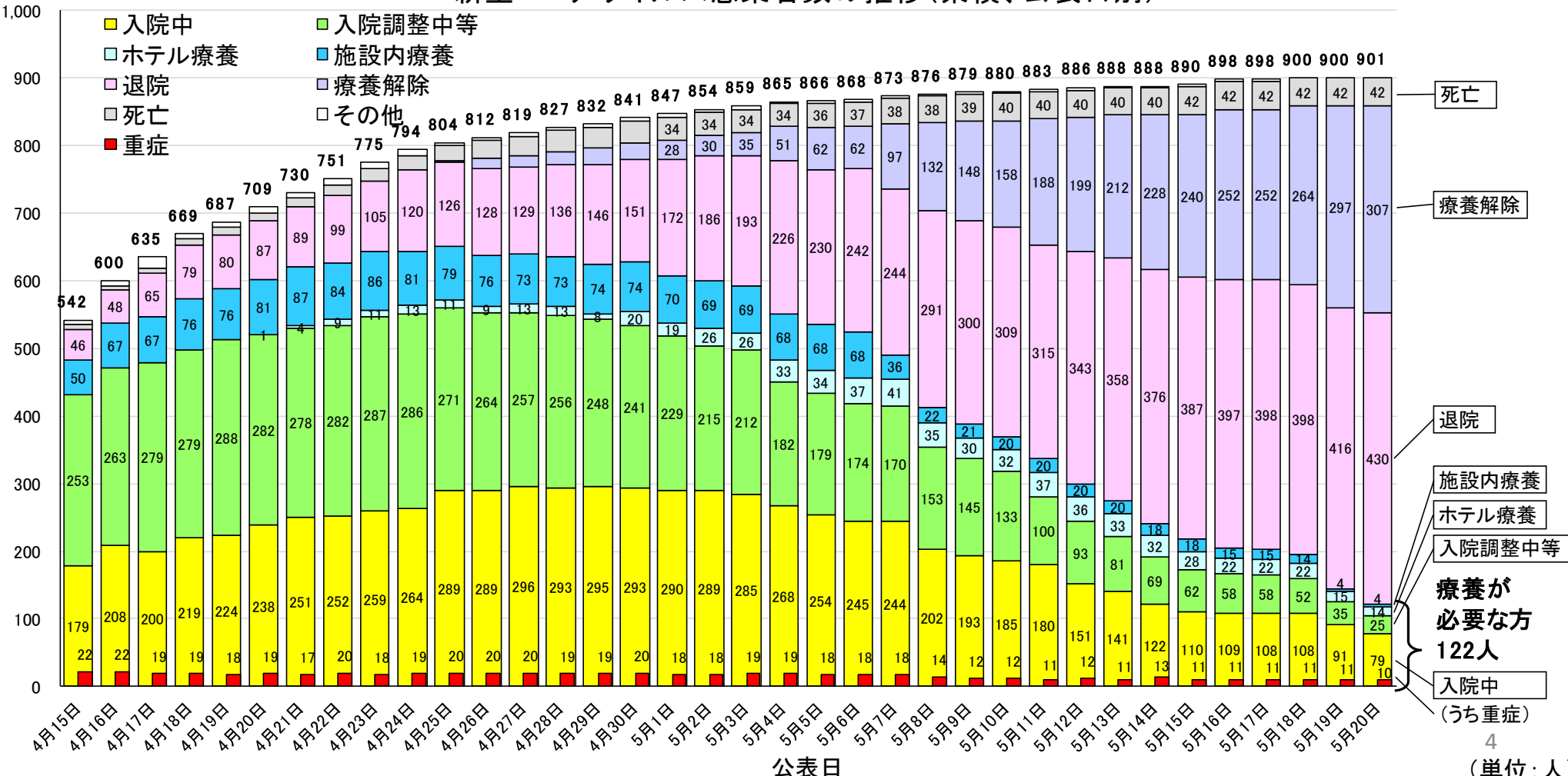


感染者の状況別内訳

○千葉県の実計感染者: 901名 (5月20日公表時点)

内訳: 入院中79名(うち重症10名)、入院調整中等25名、ホテル療養14名、施設内療養4名、退院430名、療養解除307名、死亡42名

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)

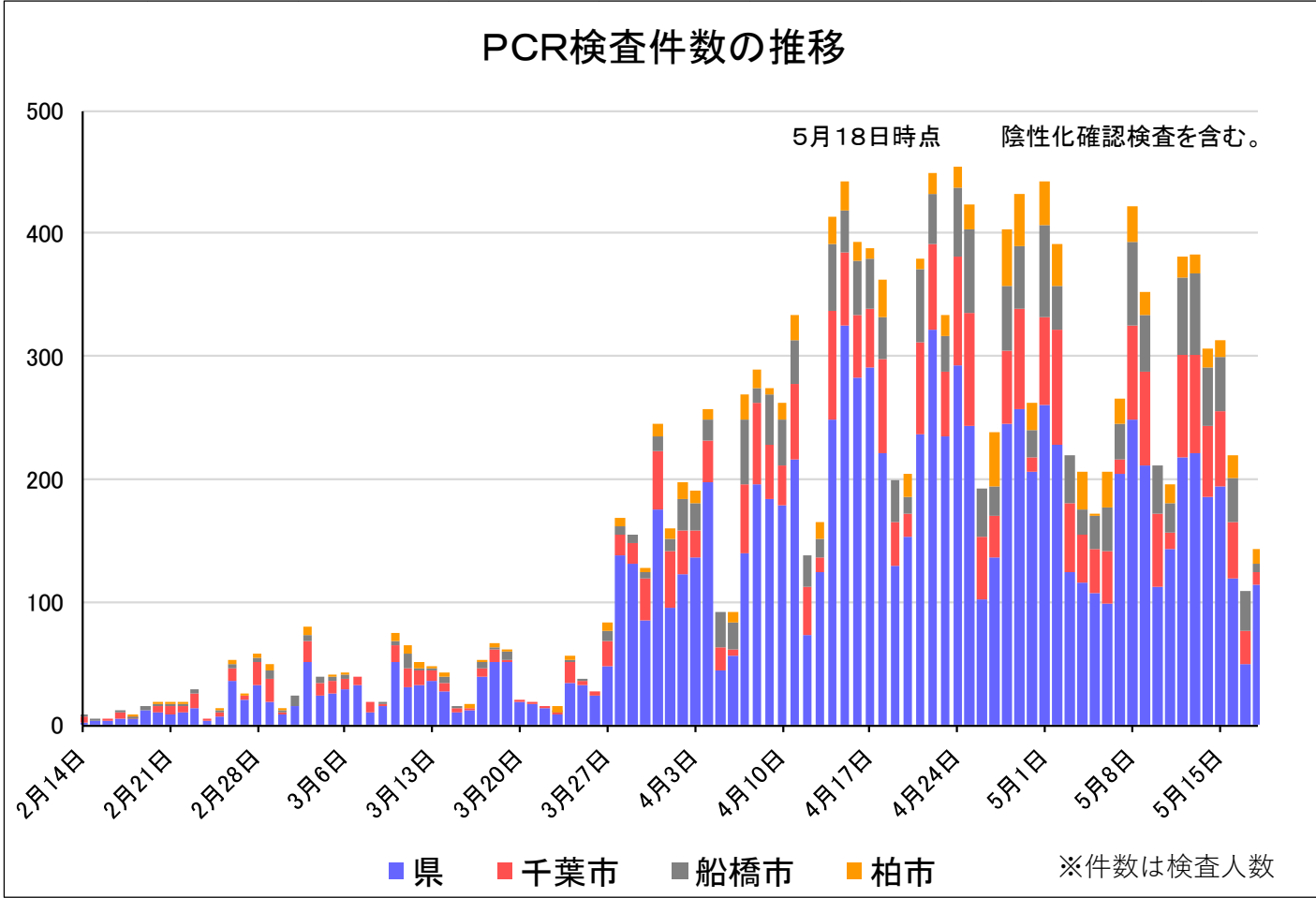


療養が必要な方
122人
入院中
(うち重症)
4

(単位:人)

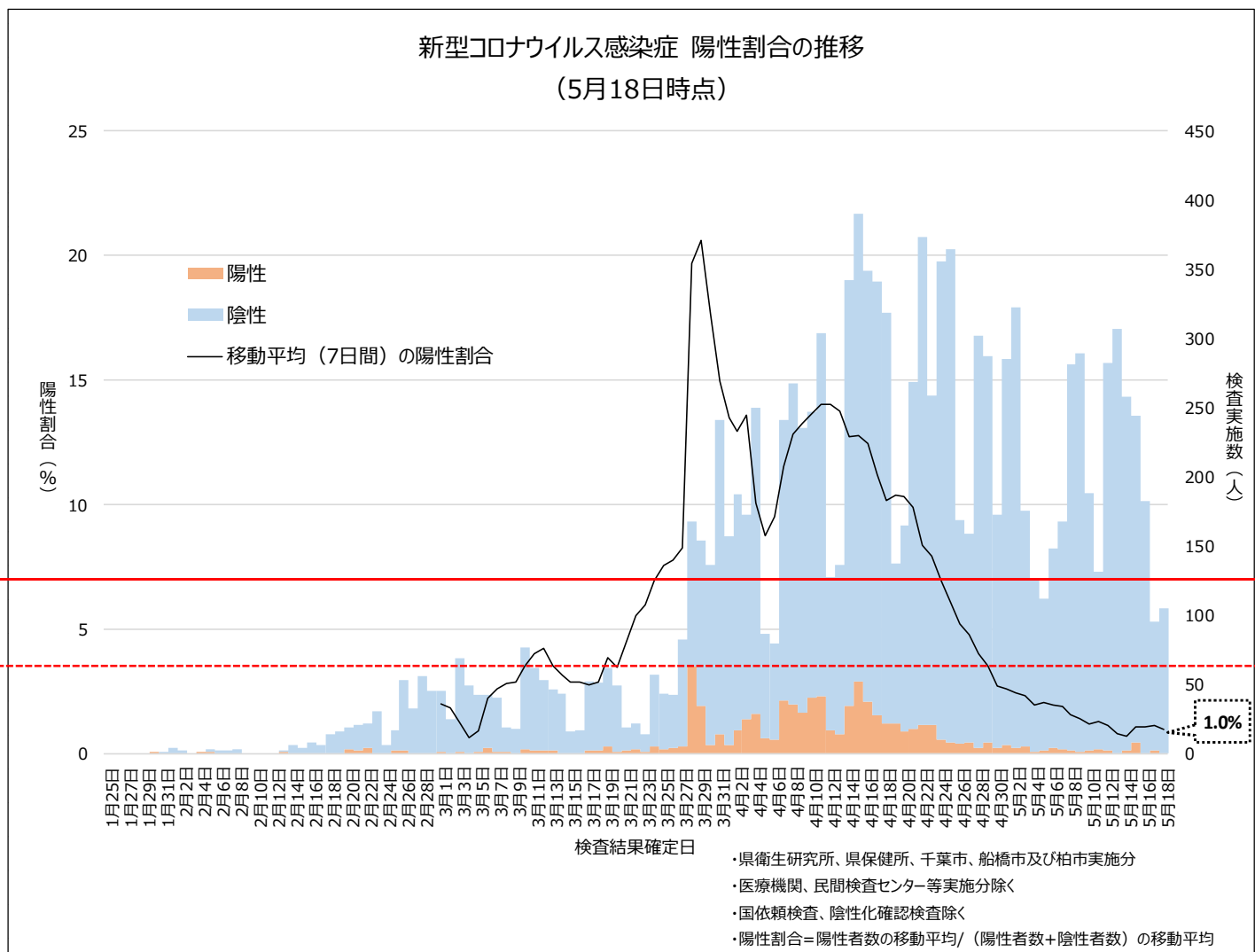
PCR検査の現状

- 千葉県におけるPCR検査件数は、3月下旬から増加し、直近では300件前後で推移している。
（現在の検査可能件数：千葉県474件、千葉市32件、船橋市20件、柏市20件）
- また、地区医師会等による検査も進めている。



PCR検査における陽性割合

○ PCR検査における陽性割合は、日によって変動があるものの、直近7日間の移動平均では、1.0%まで減少している。



	陽性割合
3/24~ 3/30	17.6%
~4/6	9.5%
~4/13	13.8%
~4/20	10.3%
~4/27	4.8%
~5/4	1.9%
~5/11	1.3%
~5/18	1.0%

新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う措置について（案）

令和2年5月22日

※主な変更箇所は下線部

1 緊急事態措置を講じる区域
県内全域（変更なし）

2 緊急事態措置の実施期間
5月7日から5月31日まで（変更なし）

3 緊急事態措置の内容

- (1) 県民に対しては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第45条第1項に基づき、外出を自粛するよう要請する。
- (2) 複数の者が利用する施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、感染拡大防止対策の徹底の協力を要請する。
- (3) 特措法第24条第9項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の協力を要請する。
- (4) 特措法第24条第9項に基づき、特定の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対して、施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請するほか、特定の事業者等について、適切な感染防止対策を講じた上で事業の継続を要請する。

※具体的な要請の内容について、3（4）の「特定の施設」のうち、一部の施設の使用停止要請を解除する。（詳細は別添のとおり）。

4 今後の措置内容の見直しについて

県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、施設の使用停止要請の段階的な解除を検討する。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う措置について（案）

令和2年5月22日

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出の自粛要請等の措置を行ってきたところです。

千葉県においては、緊急事態宣言の解除はされておりませんが、5月22日、県内の感染状況等を踏まえて、感染拡大防止対策を徹底したうえで施設の使用停止要請を一部解除することとしました。

改めて、県民、事業者の皆さまには、感染拡大防止対策に一層の御理解・御協力をお願いします。

今後も、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、5月22日からおおむね1週間ごとに検討を行い、施設の使用停止要請の段階的な解除を進めます。

※主な変更箇所は下線部

1 基本的な考え方

- ① 外出自粛要請など、国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 徹底して「3つの密」の発生を避ける行動を取っていただくよう、県民・事業者の意識に訴えかけることを重視し、県一丸となって感染拡大防止対策に取り組む。
- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、社会機能を停止させるような施策は実施しないことを県民に周知するとともに、落ち着いた対応を呼びかける。
- ④ 地域は千葉県全域とし、期間は国の方針を踏まえ、5月31日までとする。

2 具体的な要請内容

(1) 県民の皆さまへ

- 生活の維持に必要な場合を除き、昼夜を問わず、みだりに外出しないでください。
- 行楽、観光、帰省など、不要不急の外出を自粛してください。特に、県境をまたいだ移動は極力避けてください。
- 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除きますが、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを今まで以上に推進してください。

<生活の維持に必要な場合の例>

通院、社会福祉施設への通所、食料品・医薬品・生活必需品の購入、健康維持のための運動・散歩、在宅ではできない仕事 等

- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛してください。
- 「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、日常生活を見直してください。
- 商店街やスーパーマーケット等買い物に出かけるときは、人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けてください。
- 公園等を利用する際は、少人数で、混雑時を避け、人と人の距離を適切にとってください。

(2) 事業者の皆さまへ

- 「3つの密」を避けるような対策を講じること、入場者の整理、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒や換気、マスクの着用などを入場者に周知するなど、感染拡大防止措置を行うことの協力を要請します。
 - 複数の者が使用する施設においては、「3つの密」を避けるような対策を講じること、入場者の整理、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、マスクの着用などを入場者に周知するなど、感染拡大防止措置を行うとともに、業種別のガイドラインが策定されている場合には、それを遵守してください。
 - 商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止として、以下の協力を要請します。
 - ・ 人が密集する状況となった場合の適切な入場制限
 - ・ 行列の位置の指定など、人と人の距離を適切にとる
 - ・ 扉・共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生の確保
 - 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いします。
 - 行楽地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイについて、3つの密を避ける対策の徹底及び人が密集する状況となった場合の適切な入場制限への協力を要請します。
 - 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の施設を管理する事業者の皆様は、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校教育活動を再開することを検討してください。
 - 保育所、介護老人保健施設等(※)を管理する事業者の皆様は、適切な感染拡大防止対策を講じたうえで事業を継続してください。
- (※) 保育所、介護老人保健施設、その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

- 下表に例示する生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止対策を講じつつ、事業を継続してください。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LP ガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	食堂等、生活必需物資の小売り関係	食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
社会の安定の維持	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等

区分	事業内容	
社会の安定の維持	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

【施設の使用停止要請の解除について】 ≪以下、(3)の前まで新規≫

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。
- ① 再開にあたっては、別紙「再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策」を行うとともに、業種別のガイドラインが策定されている場合には、それを遵守してください。
 - ② 5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。なお、ホームページ掲載や掲示などにより、感染拡大防止のため県境をまたいだ移動を誘発しないよう御配慮をお願いします。
 - ③ 区分B、区分Cについては、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、区分Aの解除からおおむね1週間ごとに検討を行い、施設の使用停止要請の段階的な解除を進めます。

A	県民の文化的・健康的な生活を維持するために必要であり、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
B	クラスター発生歴がなく、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
C	A、B以外でクラスター発生歴のない施設（発生歴のある施設に類する施設を除く）
D	クラスター発生歴がある又は発生歴のある施設に類する高リスクな施設

○ 施設の種類の区分

区分	施設の種類	例示
A	図書館 等	<u>図書館、博物館、美術館、科学館、記念館</u> (Cに掲げる水族館等を除く)
B	大学 等	<u>大学、専修学校、各種学校 等</u>
	自動車教習所 等	<u>自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 等</u>
	劇場 等	<u>劇場、観覧場、映画館、演芸場 等</u>
	集会場 等	<u>集会場、公会堂、展示場、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る。)</u>
C	水族館 等	<u>水族館、動物園、植物園</u>
	運動施設の一部	<u>体育館、水泳場、ボーリング場 等</u>
	遊技場	<u>マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等</u>
	遊興施設等の一部	<u>個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等</u>
D	運動施設の一部	<u>スポーツクラブ 等</u>
	遊興施設等の一部	<u>カラオケボックス、ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、性風俗店 等</u>

*波線は延べ床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

(3) 催物の開催について

「3つの密」を避けられない場合など、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）の開催自粛の協力を要請します。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応されるよう要請します。

《新規》

別紙

再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策

[共通事項]

- ① 必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用（入場者及び従業員）を行う。
- ② 「3つの密」を徹底的に避ける。
- ③ 室内の換気や人と人との距離（できるだけ2mを目安に）を適切にとる。
- ④ 利用者に対して、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒やマスク着用などの周知を行う。
- ⑤ 施設におけるイベントの開催については、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

(1) 図書館又は博物館、美術館

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 必要に応じて、区画ごとの人数抑制対策等を講ずることにより、施設内においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること。

(2) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 施設においてイベントを開催するにあたっては、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

(3) 自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの対策を取ること。

(4) 遊技場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な換気対策と併せて、客の入れ替えのタイミングで消毒を行うこと。
- ④ 客同士が大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限に抑え、従業員が場内の客同士の状況を確認できる状態にすること。



人との接触を **8割減らす**、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましよう。


1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に

3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**
定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましよう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話を**する際は、可能な限り真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話を**するときは、症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

緊急事態宣言解除後の再度の協力要請等の判断基準について

施設の使用停止要請を解除した後でも、下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断します。

指標	目安	
	警報	再要請
新規感染者数（直近 7 日平均）	5 人以上／日	10 人以上／日
1 週間単位の増加比 （直近 1 週間とその前週との比較）	1 を上回る	1.5 を上回る
PCR 検査の陽性率 （直近 7 日平均・陰性化確認検査を除く）	3.5%以上	7%以上

○ 警報

感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知します。

県民や事業者の皆様へ、

- ・ 外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
- ・ 業種ごとのガイドラインを踏まえた対応の徹底

などを働きかけます。

○ 再要請

段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

○ 緩和

再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

一部の県有施設の使用再開について

令和2年5月22日

総務部

5月22日に千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された本県の施設使用停止要請の解除の基本的な考え方を踏まえ、下記のとおり、一部の県有施設について使用を再開します。

記

1. 使用を再開する施設について

◎住民の文化的健康的な生活を維持するために必要な施設

○図書館、美術館、博物館等

感染拡大防止のガイドラインを踏まえて対策を講じた上で再開。

- ・千葉県文書館

※事前予約制です。

- ・千葉県男女共同参画センター

※交流スペース及び会議室は除きます。

- ・千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館

- ・千葉県立美術館

- ・千葉県立中央博物館 本館

- ・千葉県立房総のむら

※なお、上記以外の県立博物館については、県外からの人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため、閉鎖を継続します。

2. 再開の時期

令和2年5月26日（火）から

3. 各施設の所管課

- ・千葉県文書館

総務部 政策法務課 (043-223-2152)

- ・千葉県男女共同参画センター

総合企画部 男女共同参画課 (043-223-2379)

- ・千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館

教育庁 教育振興部 生涯学習課 (043-223-4070)

- ・千葉県立美術館、千葉県立中央博物館本館、千葉県立房総のむら

教育庁 教育振興部 文化財課 (043-223-4127)

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

県有施設等の使用制限、緩和の状況（令和2年5月22日現在）

※ 感染拡大措置を行った上で再開する。

なお、各業界ガイドラインが作成されている場合は当該ガイドラインを踏まえる。

※ 区分とは、施設使用停止要請の解除の基本的な考え方における区分

部名	課名 (問合せ先)	施設名	区分	再開時期	補足説明
総務部	政策法務課 043-223-2152	千葉県 文書館	A	令和2年 5月26日	○事前予約制 ○ビデオ視聴室等は閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379	千葉県 男女共同参画センター	A B	令和2年 5月26日	○情報コーナー（図書、映像資料、行政資料に係るレファレンスや貸出、閲覧等）は利用再開とする。（A区分） ・入館人数等の制限 ・開館時間：午前9時から午後5時（通常月曜を除く平日は午後9時、土日祝日は午後5時）まで ・発熱等体調不良者の来館自粛要請 ・マスク着用の要請 ・入館者情報を記録 ○交流スペース、会議室は利用不可。（B区分） ○相談事業（女性・男性）は引き続き通常通り実施
教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立 中央図書館	A	令和2年 5月26日	○入館人数及び滞在時間の制限 ○開館時間：午前9時から午後5時（通常、月曜を除く平日は、午後7時）まで ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○対面朗読の休止 ○入館者情報を記録
教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立 西部図書館			
教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立 東部図書館			
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 房総のむら	A	令和2年 5月26日	○一部展示室を閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録

部名	課名 (問合せ先)	施設名	区分	再開時期	補足説明
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 中央博物館 本館	A	令和2年 5月26日	○開館時間：午前10時から午後4時30分（通常午前9時から午後4時30分） ○同時入館者数の制限 ○一部展示室を閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 中央博物館 大利根分館	A	当面の間 閉鎖	県境に立地しており、県外からの人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 中央博物館 大多喜城分館	A	当面の間 閉鎖	県外からの入館者が多く、人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 中央博物館 分館海の 博物館	A	当面の間 閉鎖	県外からの入館者が多く、人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立関 宿城博物館	A	当面の間 閉鎖	県境に立地しており、県外からの人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 美術館	A	令和2年 5月26日	○同時入館者数の制限 ○休憩スペース・資料室の閉鎖 ○発熱等体調不良者の来館自粛要請 ○マスク着用の要請 ○入館者情報を記録
教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立 現代産業科 学館	A	当面の間 閉鎖	県境に立地しており、県外からの人の移動による感染拡大への影響が懸念されるため

県立学校の再開について



令和 2 年 5 月 22 日
千葉県教育庁
教育振興部学校安全保健課
電話 043-223-4097
教育振興部学習指導課
電話 043-223-4060
教育振興部特別支援教育課
電話 043-223-4045

県立学校の臨時休校について、国の緊急事態宣言が5月末までに解除された場合、6月1日（月）から段階的に学校を再開することとしましたので、お知らせします。

1 概要

(1) 5月25日（月）からの1週間

臨時休校期間中の対応として、家庭での学習状況や健康状態の把握のため、各学校で、少人数に分けて1時間程度、登校による指導を実施する。（期間中に1回程度）

(2) 6月1日（月）からの2週間

学校を再開し、分散登校を実施する。（例えば、クラスを分割し、午前と午後に、それぞれ1日3時限程度の授業を行う。）

(3) 6月15日（月）以降

時差通学・短縮日課による通常の登校を実施する。

※上記日程は、国の動向及び県内の感染状況によって、変更されることがあります。

※県教育委員会が示した学校における感染対策ガイドラインに基づき、登校時の健康観察を実施するなど、感染症予防対策を徹底します。

本件についての照会先

千葉県教育委員会教育振興部

学校安全保健課 TEL 043-223-4097

学習指導課 TEL 043-223-4060

特別支援教育課 TEL 043-223-4045